

1. 基本理念

みんながつながり、家庭・職場・地域で支え合う やまのへ

男女共同参画の推進のためには、性別にかかわらず一人ひとりがお互いの人権を尊重し、その能力や個性を尊重し、また、家庭や職場、地域などにおいて支えながら取り組んでいくことが重要と考え、誰もがいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

2. 基本目標

男女共同参画社会の実現に向け「6つの基本目標」と、それぞれの目標に対応する課題を設定しました。

基本目標Ⅰ	社会全体における男女共同参画の実現
-------	-------------------

- ＜課題1＞男女の固定的な性別役割分担意識の解消と家事などの評価
- ＜課題2＞政策・方針決定過程への女性の参画
- ＜課題3＞調査・研究、情報の収集・提供の推進

男女の固定的な性別役割分担意識の解消に努め、一人の人間としてお互いの人格や個性、生き方を尊重しあえる社会づくりを目指します。また、男女が共に社会的な責任を担うことは、男女共同参画社会の実現にとって重要なことから、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進します。あわせて、男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供の推進に努めます。

基本目標Ⅱ 教育の場における男女共同参画の実現

<課題1>学校などにおける男女平等教育の推進

<課題2>社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進

男女がお互いの人権を尊重し、男女平等意識の形成を促進するために、幼児期からの家庭、学校、社会などにおける教育や学習の果たす役割が重要であり、人権教育を中心とする学校などにおける男女平等教育の推進、社会教育・生涯学習における男女平等など教育の推進を図ります。

基本目標Ⅲ 家庭における男女共同参画の実現

<課題1>共に築く家庭生活への支援

<課題2>地域における子育て支援の充実

<課題3>要介護者のいる家庭への支援の充実

<課題4>生涯を通じた心と体の健康支援

<課題5>夫婦・パートナーなどの男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶

家庭は男女共同参画の意義を学び、実践するための基礎となる場です。男女が共に築く家庭生活への支援、地域における子育て支援、要介護者のいる家庭への支援の充実を図り、相互の協力のもとに、家事・育児・介護などにあたることのできる環境の整備を図ります。また、男女の生涯を通じた心と体の健康支援と、夫婦・パートナーなどの男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶に努めます。

基本目標Ⅳ 職場における男女共同参画の実現

<課題1> 男女の均等な機会と待遇の確保

<課題2> 仕事と家庭の両立の支援

<課題3> 職業能力開発への支援

男女が共にいきいきと働き続けることは、生活を支える基本的な要素であり、就業環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持ちます。男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と家庭の両立支援、職業能力開発への支援の充実を図り、男女が個人の能力を十分に発揮でき、多様な働き方を可能にする環境づくりを目指します。

基本目標Ⅴ 地域社会における男女共同参画の実現

<課題1> 町民と行政との協働による男女共同参画の推進

誰もが地域社会を支える一員であることを認識し、地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりの見直しを図るための啓発に努め、積極的に地域活動へ参画できるよう、町民と行政との協働による男女共同参画の推進を図ります。

基本目標Ⅵ ワーク・ライフ・バランスの実現

<課題1> ワーク・ライフ・バランスの推進

住民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすと共に、男性も、女性も、子育てや介護に携わり、地域活動に取り組んでいくために協力し、調和をとりながら多様な生き方を選択、実現できる社会となるよう、町民・企業・行政等が力を合わせて取り組むこととします。また、世代間や地域住民同士で支え合い、家庭生活・仕事・地域活動において、それぞれ調和のとれた生き方ができる社会の実現を目指します。

3. 計画体系

基本目標	課 題	施策の方向
Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現	1. 男女の固定的な性別役割分担意識の解消と家事などの評価	(1)慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供
		(2)メディアによる男女共同参画に関する啓発
	2. 政策・方針決定過程への女性の参画	(1)町の審議会など委員の女性参画の推進
		(2)町・企業・団体などの意思決定過程への女性参画の促進
		(3)女性団体の育成・支援
	3. 調査・研究、情報の収集・提供の推進	(1)男女共同参画に関する調査研究活動の推進
(2)情報収集・提供		
Ⅱ 教育の場における男女共同参画の実現	1. 学校などにおける男女平等教育の推進	(1)男女の人権の尊重・平等意識を培う教育・学習の充実
		(2)性の尊重についての普及啓発
	2. 社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
		(2)男女共同参画のための学習機会などの充実
Ⅲ 家庭における男女共同参画の実現	1. 共に築く家庭生活への支援	(1)男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発
		(2)男性の家事・育児・介護などへの参加促進と支援
	2. 地域における子育て支援の充実	(1)多様な子育て支援の拡充
		(2)子育て支援ネットワークの構築
	3. 要介護者のいる家庭への支援の充実	(1)地域における介護体制の確立
		(2)障がい者の生活安定と自立支援
		(3)高齢者の自立と安定した暮らしの支援
	4. 生涯を通じた心と体の健康支援	(1)母性保護・母子保健の充実
		(2)生涯にわたる健康づくりの支援
	5. 夫婦・パートナーなどの男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶	(1)互いの人権尊重とあらゆる暴力の根絶に向けた社会意識の醸成
		(2)暴力被害者への相談・救済支援体制の整備

基本目標	課 題	施策の方向
Ⅳ職場における男女共同参画の実現	1. 男女の均等な機会と待遇の確保	(1)男女の均等な機会と待遇の改善・女性活躍推進
		(2)農林水産業・商工自営業などにおける共同参画の推進
		(3)セクシュアル・ハラスメント(※)防止対策の推進
	2. 仕事と家庭の両立の支援	(1)育児・介護休業制度の定着
		(2)企業の仕事と家庭の両立支援の充実
	3. 職業能力開発への支援	(1)多様な働き方に対応した就業機会の拡大
(2)職業能力開発のための情報提供		
Ⅴ地域社会における男女共同参画の実現	1. 町民と行政との協働による男女共同参画の推進	(1)男女の地域参加の促進と町民活動への支援
		(2)地域活動を担う女性活躍の促進
		(3)交流・ネットワークの構築
Ⅵワーク・ライフ・バランス(※)の実現	1. ワーク・ライフ・バランスの確立	(1)働き方の見直し

※セクシュアル・ハラスメント…相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触など、様々な態様のものが含まれる。

※ワーク・ライフ・バランス……仕事と生活の調和。